

令和5年度

# 小樽市住宅エコリフォーム助成制度

断熱改修工事や省エネ型機器の設置  
の費用の一部を助成します

## 断熱改修

壁・床・天井の断熱材  
窓や窓ガラスの工事など

## 省エネ型機器設置

エコジョーズ  
エコキュートなど



## 受付期間

令和5年4月3日から

※先着順で受け付けします。

予算額に達した時点で受付を終了いたします。

- 既に工事着手している場合は、対象となりません。
- 新築工事は対象となりません。



## 受付先・問合せ等



小樽市建設部建築住宅課（建設部庁舎3階）

〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号

電話：0134-32-4111 内線7364



## 助成制度の概要

### 趣 旨

市内における環境負荷の低減及び空き家の有効活用を図るため、住宅の断熱改修や省エネ型設備機器など省エネ改修を行った場合、その工事費用の一部を助成します。

### 対象となる住宅

- 市内の一戸建て住宅（空き家も含む）
- 共同住宅の住戸専用部分
- 店舗や事務所併用住宅等は住宅部分のみ対象



- 同一住宅の利用は年度内は1回限り
- 同一住宅の利用限度額は30万円（限度額までは何回でも利用可能）
- 小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度との併用は不可

### 対 象 者

- 市内に住所を有する者
- 住宅エコリフォームを行う住宅の所有者であること。
- 市税を滞納していない者
- 前年の所得の額が550万円以下（給与収入のみの場合733万円以下）であること。

### 施 工 業 者

- 下記2項目に該当し、「小樽市住宅エコリフォーム助成事業資格登録者」として登録した者。（3か年度有効）



下記2項目に該当すること

- ・市内事業者で、法人にあっては市内に本店を有し、個人にあっては市に住所を有する者。
- ・市税を滞納していない者。

### 申請期間・対象者の決定

- 受付期間 **令和5年4月3日**から
- 完了届の提出 令和6年2月29日まで
- 対象者の決定方法 **先着順**（予算額に達した時点で受付を終了いたします。）

## 対象となる工事

### ■断熱改修工事

- 窓の断熱改修工事（※居室の一部の断熱改修も対象とする）
- 壁の断熱改修工事
- 屋根・天井の断熱改修工事
- 床の断熱改修工事



改修を行った部位が、**省エネ基準(平成28年基準)**  
に規定する断熱性能に適合することが条件

### ■省エネ型設備機器

- 自然冷媒ヒートポンプ給湯機（例：エコキュート等）  
自然冷媒ヒートポンプ暖房機
- 潜熱回収型給湯機（例：エコジョーズ等）  
潜熱回収型給湯暖房機、家庭用コージェネレーションシステム
- 太陽光発電又は太陽熱利用システム

### ■対象となる工事費の総額が50万円以上



■対象工事には判断基準があります。詳細につきましては、お問合せください。

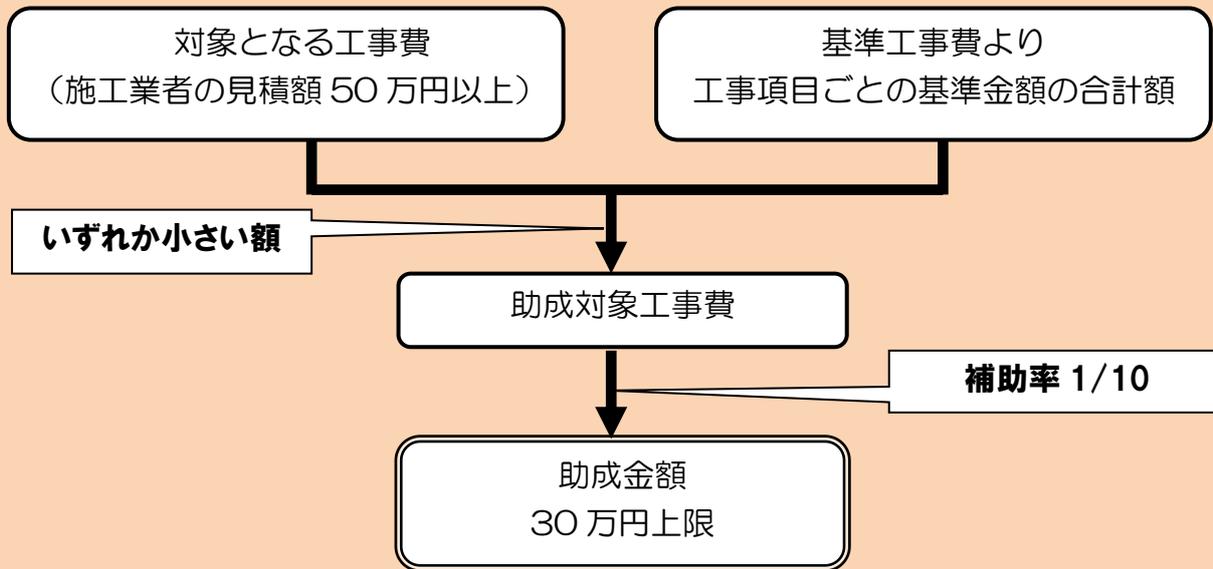
## 対象とならない工事

- 省エネ基準(平成28年基準)に規定する断熱性能に適合しない断熱改修工事  
(例：既存ガラスウールを密度24K厚さ100mmのガラスウールに交換)
- 新築工事
- 外装材の張り替え、塗り替えのみの改修工事
- 屋根板を不燃材料での葺き替えのみの改修工事
- 内部の模様替え
- 水廻りを改良する工事

※他にも対象とならない工事がありますので、事前に相談をお願いします。

## 助成の額

- 助成の限度額は**30万円**とします。
- 補助率は**10分の1**とします。
- 助成対象工事費は、対象となる工事費（施工業者見積額）と各々の対象基準工事費額（別表参照）を比較し、いずれか**少ない額の合計**とします。



## 省エネ改修工事の定義

区分	工事の内容
省エネ改修工事	<p>住宅の断熱性能を高めるための工事又は環境負荷の低減及び省エネルギー化の促進を図るための工事として、次に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 居室の窓の断熱性能を高める工事</p> <p>(2) 外壁全体、屋根・天井全体又は床全体の断熱性能を高める工事</p> <p>(3) 次に掲げる省エネ型設備機器を設置する工事</p> <p>ア 自然冷媒ヒートポンプ給湯機又は自然冷媒ヒートポンプ暖房機</p> <p>イ 潜熱回収型給湯機又は潜熱回収型給湯暖房機</p> <p>ウ 家庭用コージェネレーションシステム</p> <p>エ 太陽光発電システム</p> <p>オ 太陽熱利用システム</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、環境負荷の低減及び省エネルギー化の促進を図るための設備機器</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、断熱性能を高めるための工事又は環境負荷の低減及び省エネルギー化の促進を図るための工事</p>



## 基準工事費

工事の項目			基準工事費	
			基準金額	基準単位
居室の窓の断熱性能を高める工事	内窓の新設若しくは交換又は外窓の交換	窓の枠外寸法による面積が0.2㎡以上1.6㎡未満のもの	80,000円	1か所当たり
		窓の枠外寸法による面積が1.6㎡以上2.8㎡未満のもの	140,000円	
		窓の枠外寸法による面積が2.8㎡以上のもの	200,000円	
	ガラスの交換	ガラスの面積が0.1㎡以上0.8㎡未満のもの	30,000円	1枚当たり
		ガラスの面積が0.8㎡以上1.4㎡未満のもの	50,000円	
		ガラスの面積が1.4㎡以上のもの	80,000円	
外壁全体の断熱性能を高める工事			1,200,000円	1戸当たり
屋根又は天井全体の断熱性能を高める工事			360,000円	
床全体の断熱性能を高める工事			600,000円	
省エネ型設備機器	自然冷媒ヒートポンプ給湯機又は自然冷媒ヒートポンプ暖房機	240,000円	1台当たり	
	潜熱回収型給湯機又は潜熱回収型給湯暖房機			
	太陽熱利用システム			



# 補助金の算定例

## ■工事の内容

- ①既存サイディングを張替えに伴い外壁と床下GWを入れ替える。
- ②居室の外窓を新規取替え。
- ③エコジョーズを新規に設置する。

参考見積書

項目	材質・厚さ	数量	金額(円)	対象の可否
外壁サイディング張替	12 mm	1 式	1,000,000	対象外工事
外壁ガラスウール取替え	密度 24K 厚 100 mm	1 式	800,000	対象外工事
床下ガラスウール取替え	密度 24K 厚 135 mm	1 式	500,000	対象工事
外窓新設 (Low-E) 空気層 12 mm	W450×H500 (0.2 m <sup>2</sup> )	3 か所	180,000	対象工事
外窓新設 (Low-E) 空気層 12 mm	W750×H1200 (0.9 m <sup>2</sup> )	2 か所	180,000	対象工事
外窓新設 (Low-E) 空気層 12 mm	W1700×H1200 (2.0 m <sup>2</sup> )	4 か所	520,000	対象工事
外窓新設 (Low-E) 空気層 12 mm	W1700×H1450 (2.5 m <sup>2</sup> )	3 か所	450,000	対象工事
外窓新設 (Low-E) 空気層 12 mm	W1700×H1900 (3.2 m <sup>2</sup> )	1 か所	200,000	対象工事
エコジョーズ設置		1 か所	500,000	対象工事

**注意：外壁ガラスウール取替えは断熱改修だが、この材質と厚さが省エネ基準（平成11年基準）に適合していないので対象とならない。**

対象工事の合計  
50万円以上

## 申請書（抜粋）

3 エコリフォームに要した費用		<b>2,530,000円</b>			
4 工事内容		エコリフォームに要した費用	基準工事費		
□窓の断熱改修	内窓の新設・交換、 外窓の交換（居室は全て）	面積 0.2 m <sup>2</sup> 以上 1.6 m <sup>2</sup> 未満	見積額の合計	5 か所×80,000円	<b>400,000円</b>
		面積 1.6 m <sup>2</sup> 以上 2.8 m <sup>2</sup> 未満	<b>1,530,000円</b>	7 か所×140,000円	<b>980,000円</b>
		面積 2.8 m <sup>2</sup> 以上		1 か所×200,000円	<b>200,000円</b>
	ガラス交換	面積 0.1 m <sup>2</sup> 以上 0.8 m <sup>2</sup> 未満	円	枚×30,000円	円
		面積 0.8 m <sup>2</sup> 以上 1.4 m <sup>2</sup> 未満	円	枚×50,000円	円
		面積 1.4 m <sup>2</sup> 以上	円	枚×80,000円	円
□外壁全体の断熱改修		円	1,200,000円/戸	円	
□屋根又は天井全体の断熱改修		円	360,000円/戸	円	
□床全体の断熱改修		<b>500,000円</b>	600,000円/戸	<b>600,000円</b>	
□省エネ型 設備機器	自然冷媒ヒートポンプ給湯機・暖房機		円	240,000円/戸	円
	潜熱回収型給湯機・給湯暖房機		<b>500,000円</b>	240,000円/戸	<b>240,000円</b>
	太陽熱利用システム		円	240,000円/戸	円
(計)		<b>2,530,000円</b> ①		<b>2,420,000円</b> ②	
(①と②のいずれか少ない額)				<b>2,420,000円</b> ③	
□省エネ型 設備機器	その他 ( )				
□その他の工事( )		円			
(計)		円④		<b>2,420,000円</b> ⑤	
5 補助対象工事費	③+④			<b>2,420,000円</b>	
6 補助金交付申請額	⑤×10% 上限額 300,000円			<b>242,000円</b>	



# 対象工事の判断基準

## 窓の断熱改修

●開口部の断熱性能基準は、開口部比率によって設定されます。

**居室の一部の断熱改修も対象とします**

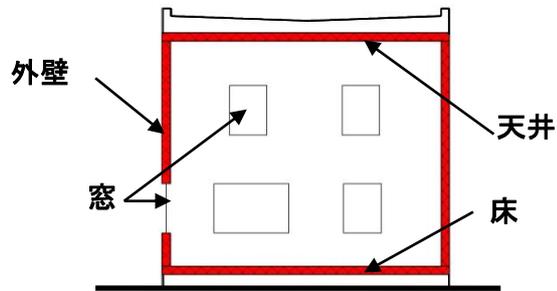
$$\text{開口部比率} = \frac{\text{開口部面積の合計}}{\text{外皮などの面積の合計}}$$

(屋根または天井・外壁・床 (基礎の投影・開口部の面積合計))

注意：  
延べ面積  
ではない

## 開口比率と断熱性能の考え方

天井面積： 70.0 m<sup>2</sup>  
 床面積： 70.0 m<sup>2</sup>  
 外壁面積： 230.0 m<sup>2</sup>  
 窓面積： 28.0 m<sup>2</sup>



$$\text{開口部比率} = \frac{\text{開口部面積の合計}(28.0 \text{ m}^2)}{\text{外皮などの面積の合計}(398.0 \text{ m}^2)} = 0.07$$

(70.0+70.0+230.0+28.0=398.0)

建築物の種類	区分	開口部比率	熱貫流率の基準値(W/m <sup>2</sup> K)
一戸建て住宅	①	0.07 未満	2.91
	②	0.07 以上 0.09 未満	2.33
	③	0.09 以上 0.11 未満	1.9
	④	0.11 以上	1.6

↓ 高い断熱性能

※今回は 0.07 で、改修部分の窓は区分②以上の断熱性が必要となります。

■ 開口部比率の計算に手間がかかって仕様基準が使いづらいという方は、断熱性能が一番高い④基準値(1.6W/m<sup>2</sup>K)に適合することで、計算は免除されます。

熱貫流率はメーカーのカタログ等の値を確認してください。

区分 ①② に適合する組合せの例

	建具の材質	ガラスの仕様
外窓の交換	木製又は樹脂製	複層 Low-e (ガス入り 中空層 12mm)
		複層 Low-e (空気層 12mm)
		3層複層ガラス (空気層 12mm×2)
	木製又は樹脂と金属との複合性	複層 Low-e (空気層 12mm)
3層複層ガラス (空気層 12mm×2)		
内窓の新設又は交換	建具の一方が木製又は樹脂製	【既存】単板ガラス+複層 Low-e (空気層 6mm) 【既存】単板ガラス+複層 (空気層 12mm)
	アルミ製など	【既存】単板ガラス+複層 Low-e (空気層 12mm)
三重	アルミ製など	単板ガラス+単板ガラス+単板ガラス

区分 ③④ の場合

	建具の材質	ガラスの仕様
外窓の交換	熱貫流率はメーカーのカタログ等の値を確認してください。	

床、天井、外壁の断熱改修

- 判断基準：省エネ基準（平成11年基準）に適合する熱抵抗値以上

$$\text{熱抵抗値の求め方} = \text{断熱材の厚さ【m】} \div \text{断熱材の熱伝導率【W/m K】}$$

※断熱材の厚さ【m】に注意 1m = 1,000mm

木造在来工法(充填断熱工法)の場合

断熱部位	熱抵抗値の基準	断熱材の種類（熱伝導率）と必要な厚さの代表例
外気に接しない床全体	3.3以上	グラスウール24K (0.038W/m K) 135mm
天井全体	5.7以上	吹込みグラスウール (0.052W/m K) 300mm
外壁全体	3.3以上	高性能グラスウール16K相当 (0.038W/m K) 100mm + A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種 (0.028W/m K) 20mm 外張断熱工法

断熱材の熱伝導率と必要厚さ

住宅の種類	断熱材の施工法	断熱材の種類	A-1	A-2	B	C	D	E	F		
			0.052~0.051	0.050~0.046	0.045~0.041	0.040~0.035	0.034~0.029	0.028~0.023	0.022以下		
住宅の種類	断熱材の施工法	断熱材の種類									
		吹込み用グラスウール	GW-1 GW-2(施工密度 13K、18K)				30K相当 35K相当				
		タタミボード	15mm								
		A級インシュレーションボード	9mm								
		シーリングボード	9mm								
		住宅用グラスウール		10K相当	16K相当 20K相当	24K相当 32K相当					
		吹込み用ロックウール		25K		65K相当					
		A種ヒーズ法ポリスチレンフォーム保温板			保温板4号	1号、2号、3号	特号				
		高性能グラスウール				16K相当 24K相当 32K相当	40K相当 48K相当				
		住宅用ロックウール				マット、フェルト、ボード					
		A種押出法ポリスチレンフォーム保温板				1種	2種	3種			
		建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム				A種3	A種1.2				
		A種ポリスチレンフォーム保温板			1種1号、2号	2種	3種				
		A種硬質ウレタンフォーム保温板					1種	2種 1.2,3.4号			
		吹込み用セルローズファイバー				25K、45K,55K					
A種フェノールフォーム保温板				2種1号 3種1、2号、	2種2号	2種3号	1種1、2号				
		部位	熱抵抗値以上								
			断熱材の厚さ【mm】								
木造	充填断熱工法	屋根	6.6	345	330	300	265	225	186	150	
		天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130	
		壁	3.3	175	165	150	135	115	95	75	
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
その他の部分	1.2		65	60	55	50	45	35	30		
枠組壁工法	充填断熱工法	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150	
		天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130	
		壁	3.6	190	180	165	145	125	105	80	
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
			その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
その他の部分	1.2		65	60	55	50	45	35	30		
木造枠組壁工法又は鉄骨造	外張断熱工法又は内張り断熱工法	屋根又は天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130	
		壁	2.9	155	145	135	120	100	85	65	
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
			その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
鉄筋コンクリート造	内断熱工法	屋根又は天井	3.6	190	180	165	145	125	105	80	
		壁	2.3	120	115	105	95	80	65	55	
		床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
	外断熱工法	屋根又は天井	3.0	160	150	135	120	105	85	70	
		壁	1.8	95	90	85	75	65	55	40	
		床	外気に接する部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
			その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15

## 省エネ型設備機器

### 自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）

- 自然冷媒（CO<sub>2</sub>）を使用する空気熱源方式のヒートポンプ方式給湯機
- JIS C9220に基づく年間給湯効率（APF）が2.7以上であること。
- 寒冷地対応であること。
- 中古品は対象外

### 潜熱回収型給湯機（エコジョーズ）

- 潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯機
- 天然ガス又はLPガスを燃料としていること。
- 給湯部熱効率が95%以上であること。
- 寒冷地対応であること。
- 中古品は対象外

### 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）

- 潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯機、暖房専用機、給湯暖房機
- 灯油を燃料としていること。
- 給湯専用機の熱効率は95%以上であること。
- 暖房専用機の熱効率は90%以上であること。
- 給湯暖房機の連続給湯効率は92%以上であること。
- 寒冷地対応であること。
- 中古品は対象外

### ハイブリッド型給湯機

- 空気の熱を利用する電気のヒートポンプとガスのエコジョーズを組み合わせた熱源設備とする給湯暖房機
- 上記のエコキュート又はエコジョーズの機能を有していること。
- 寒冷地対応であること。
- 中古品は対象外

### そ の 他

- 家庭用コージェネレーションシステム
- 太陽光発電システム
- 太陽熱利用システム
- その他の環境負荷の低減及び省エネルギー化の促進を図るための設備機器

**対象とならない場合も考えられますので、事前の相談をお願いいたします。**



## 助成金交付申請書及び完了届出添付書類一覧

### 助成金交付申請書類

●助成事業補助金交付申請書	様式第1号
●各種公的支給や補助申請に関する申出書	様式第2号
●委任状	業者の方に各種手続を依頼する場合必要
●同意書	住宅が共有名義の場合、 他の共有者の方の施工同意が必要

### 添付書類

●住民票の写し	戸籍住民課
●所得・課税証明書又は所得証明書（最新のもの）	市民税課
●市税に滞納がないことの証明書（最新のもの）	市民税課、資産税課
●エコリフォームを行う住宅の所有者が明らかとなる書類 下記のいずれか	
・「登記簿謄本」（原本） （3か月以内のもの）	法務局
・「登記事項証明書」（原本）	
・工事を行う家屋の「令和5年度の評価証明書」（原本）	資産税課
・「令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書の写し」	「表紙」と「課税資産の明細書」の部分をコピー

### 工事に関する申請書類

●工事見積書	工事項目、規格、数量の記載があるもの
●付近見取図	工事場所がわかるもの
●改修箇所及び内容を示す図面等	工事基準に適合することが確認できるもの ※平面図、立面図等が必要
●改修しようとする箇所の写真	・全箇所が写真で確認できるもの ・A4版縦に3枚程度の写真を印刷又は貼り付ける
●使用資材の性能及び規格等を示すもの	窓、ガラス、断熱材、省エネ型設備機器等のカタログの写し

※必要に応じて図面や書類の提出を求めています。

## 工事完了申請

●助成事業完了届	様式第9号
●助成事業補助金交付請求書	様式第11号

## 工事に関する完了書類

●費用の支払いを証する領収書の写し	
●出荷証明書又は性能等が確認できるもの	窓、ガラス、断熱材、省エネ型設備機器等
●対象工事の施工中、施工後の写真	<ul style="list-style-type: none"><li>・材料の製品名、厚みが分かる写真</li><li>・断熱材を施工していることがわかる写真</li><li>・できるだけリフォームを行う前に撮影した位置から撮影すること。</li><li>・A4版縦に3枚程度の写真を印刷又は貼り付ける。</li></ul>
●建築基準法第7条第5項に規定する検査済証	増築等で確認申請を要した場合

※必要に応じて書類の提出を求めています。

## 変更申請

### 補助金額、工事内容等に変更が生じた場合

●助成事業補助金変更承認申請書	様式第5号
-----------------	-------

## 工事に関する変更書類

●工事見積書	・補助金に変更が生じた場合
●変更内容が確認できる書類	・平面図、立面図等
●対象工事の施工前の写真	<ul style="list-style-type: none"><li>・変更箇所が写真で確認できるもの</li><li>・A4版縦に3枚程度の写真を印刷又は貼り付ける。</li></ul>

※必要に応じて書類の提出を求めています。



■ 変更に伴い対象基準額が増額されても、交付決定した補助金を増額することはできません。

また、変更内容によっては補助金を減額する場合があります。

## 取りやめ届

### 工事を取りやめる場合

●助成事業取りやめ届	様式第8号
------------	-------



## Q & A

### 対象者に関すること

**Q: 建物所有者が共有名義の場合はどうなりますか？**

A: 1名が申請者となり、他の共有者の方の工事施工についての同意書が必要です。

**Q: 建物所有者が共有名義の場合の所得制限はどうなりますか？**

A: 申請者（1名）の方のみの所得制限になります。

**Q: 中古住宅を購入し、改修後に住みたい場合はどうなりますか？**

A: 申請時に住宅を所有している必要があり、所有権の登記がなされていれば対象とまります。ただし、本市に住民登録されていることが要件となります。

### 対象住宅に関すること

**Q: 空き家は対象になりますか？**

A: 空き家は対象となりますが、対象となる住宅及び対象者の要件を満たす必要があります。

**Q: 前回の住宅リフォーム助成制度を利用した住宅は対象になりますか？**

A: 対象となります。

### 申請に関すること

**Q: 補助金申請書類を郵送で受け付けしていますか？**

A: 補助申請書類は、受付時に申請者と市の双方で内容を確認しますので、郵送での申請はできません。

**Q: 工事内容は変更できますか？**

A: 補助対象工事の内容が変わった場合には、速やかに変更届を提出してください。ただし、補助金交付決定後の増額の変更はできません。変更内容によっては補助対象とらなくなる場合もあり、その際は補助金交付額も減額になりますので、注意してください。

**Q: 国等の補助金と併用することはできますか？**

A: 国、北海道又は小樽市での他の助成制度との併用は対象外となります。

## 工事の内容や基準に関すること

### Q：平成28年省エネ基準への適合方法は？

A：申請時に図面等に建具の製品名や断熱材の種類、厚さ等を記載していただきます。  
建具や断熱材の性能、厚さ等はパンフレット等で確認し、その写しを添付していただきます。

### Q：工事写真は、何を撮影するのですか？

A：①改修する全ての箇所の施工前、施工後の写真  
できるだけリフォームを行う前に撮影した位置から撮影すること。  
②断熱材等を施工状況及び完了時の写真  
③使用材料の種類や厚みが分かる写真

### Q：外壁の断熱改修は一部でも助成対象になりますか？

A：全体を断熱改修することが条件なので、対象となりません。  
また、床、天井、屋根についても全体を断熱改修することが条件になります。

### Q：居間の窓だけを断熱改修する場合は対象になりますか？

A：居室の一部の窓の断熱改修は対象となりますが、対象工事金額が50万円以上の場合はです。

### Q：見積書は助成対象部分とそれ以外の部分に分ける必要がありますか？

A：分ける必要はありませんが、対象工事部分の数量、仕様及び金額が確認できること。

### Q：窓の断熱改修を行う場合は、完了書類は何が必要ですか？

A：①改修した全ての窓の写真（施行中、施工後）。  
②製品の出荷証明又は性能等が確認できるもの